

北広島町合併 10 周年シンボルマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北広島町合併 10 周年シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱においてシンボルマークとは別紙「北広島町合併 10 周年記念シンボルマーク使用マニュアル」に掲げるものをいう。

(権利)

第 3 条 シンボルマークの一切の権利は、北広島町合併 10 周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）に帰属する。

(使用申請)

第 4 条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ委員会会長（以下「会長」という）に北広島町合併 10 周年シンボルマーク使用許可申請書（様式第 1 号 以下「申請書」という。）にシンボルマークの使用見本を添付して提出しなければならない。

ただし、見本を添付できない場合は、シンボルマークの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

(申請の省略)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。

- (1) 個人的又は家庭内使用を目的として使用する時。
- (2) 委員会委員が広報活動を目的として使用する時。
- (3) 町又は委員会事務局が広報活動を目的として使用する時。
- (4) 北広島町合併 10 周年記念協賛事業の承認を得た団体が使用する時。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (6) その他会長が認めた時。

(使用許可)

第 6 条 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「北広島町合併 10 周年シンボルマーク使用許可書」（様式第 2 号 以下「許可書」という。）又は使用不許可書により通知するものとする。

2 会長は前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 会長は、次のいずれかに該当するときは、マークの使用を許可しないものとする。

- (1) 指示された色、形状、許可条件等に沿って使用しないとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 北広島町又は合併10周年の信用又はイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 政治、思想、宗教的活動に使用又はそのおそれがあると認めるとき。
- (5) 自己のシンボルマークおよび商標または意匠にするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他会長がシンボルマークの使用について適当でないとき。

(使用料)

第8条 シンボルマークの使用料は無料とする。

(使用期間)

第9条 シンボルマークの使用期間は、平成26年5月1日～平成27年3月31日までとする。

(使用許可の変更)

第10条 許可を受けた使用者が、許可事項に変更が生じるときは、北広島町合併10周年シンボルマーク使用許可変更申請書(様式第3号)に使用許可書及び変更後の見本を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。

(使用許可の取消等)

第11条 会長は、第6条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱又は許可条件に違反したとき
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するとき。

2 会長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、使用許可取消通知書により通知するものとする。

3 会長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第12条 会長は、シンボルマークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。